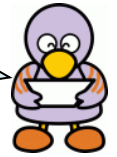


# 「PCB廃棄物の保管及び処分状況届出書」の書き方について



埼玉県のマスコット コバトン

保管事業者の皆様におかれましては、適正保管に御協力いただきありがとうございます。  
届出書を作成するに当たり、よくある質問等をまとめましたので御活用ください。

## 1 控えが必要な場合、届出書はいくつ必要ですか、また、代表者の印鑑は必要ですか？

2部（控えが必要ななら3部）を、来所又は郵送（控えが必要ななら切手を貼付した返送用封筒を同封）にて6月30日までに提出してください。代表者の押印は不要です。

## 2 「特別管理産業廃棄物管理責任者※の氏名」欄には誰の名前を書けば良いのですか？

原則として、保管事業場に常駐し届出や保管場所の管理等について説明できる方（工場長、総務事務担当者様など）の役職及び氏名を記入してください。環境管理事務所等で立入検査等を行う際、上記の管理責任者様あてに連絡をさせていただくことがありますので、御記入くださいますようお願いいたします。

※ 特別管理産業廃棄物管理責任者となるには、講習会を受けるなど一定の要件を満たす必要があります。（資格者のいない事業場にあつては、講習会の受講予定者の氏名を記入してください。）

## 3 「記入欄」（1.①～④、2.①～③）には、何を書けば良いのですか？

### （1）令和5年4月1日から令和6年3月31日の間、保管状況に全く変化のなかった事業者の方

上記期間中に「発生」、「搬入」、「搬出」、「処理委託」の実績が無かった方については、1.①欄に現在保管しているPCB廃棄物の情報を記入してください。

### （2）令和5年4月1日から令和6年3月31日の間、保管状況に以下の変化があった事業者の方

上記期間中に「発生」、「搬入」、「搬出」、「処理委託」のいずれかがあった事業者の方は、

「事業場内で新たなPCB廃棄物が見つかった（発生）」場合は

「他の事業場で保管していたPCB廃棄物を持ってきた（搬入）」場合は

「使用していた機器を取り外したことにより廃棄物となった」場合は

「届出をしていたPCB廃棄物を別の事業場に移した（搬出）」場合は

「処理業者にPCB廃棄物を処理してもらった（処理委託）」場合は

⇒ 1.③欄に、

⇒ 1.④欄に、

それぞれのPCB廃棄物の情報を記入したあとで、1.①欄に令和6年3月31日時点で保管しているPCB廃棄物の情報を記入します。

### （3）現在、PCB含有機器を使用中の事業者の方

2.①～③欄に使用中のPCB含有機器の情報を記入してください。

※ 当県においてはPCB廃棄物の円滑な処理を推進するため、濃度不明機器、使用中の低濃度PCB機器及び使用中の高濃度PCB電気工作物についても、届出への記載をお願いしています。御協力のほど、よろしく願いいたします。

※ 行が足りない場合は、電子データを加工して行を追加するか、別紙を作成して添付してください。

#### 4 届出書に添付する書類は何が必要ですか？

「事業場内で新たなPCB廃棄物が見つかった」場合、又は「他の事業場で保管していたPCB廃棄物を持ってきた」場合は、その PCB廃棄物の保管状況の写真 を届出書に添付してください。

「PCB廃棄物の処理業者に処理をしてもらった」場合は、処理完了時（処理業者での処分が終わった時）に返ってくる マニフェスト伝票（A票及びD票）のコピー を届出書に添付してください。

#### 5 電子申請システムでの提出は可能ですか？

可能です。埼玉県ホームページでダウンロードした様式第一号（word ファイル）へ必要事項を記入後、PDFファイルで保存してください。保存したPDFファイルを電子申請システムの添付ファイルとして提出することにより、届出が完了します（添付資料もPDFファイルで添付してください。）。

○電子申請のページ



[https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail\\_initDisplay.action?tempSeq=32126](https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay.action?tempSeq=32126)

#### 6 どこで処分できるのですか、また、いつまで保管を続けなければならないのですか？

PCB廃棄物の種類ごとに下記の施設で処分ができます。処分施設に搬出するまで保管をお願いします。

##### (1) 高濃度PCB廃棄物の処分

○ 中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）での処理 となります。種類ごとに事業所及び処分期限が異なります。なお、令和5年3月31日をもって、高濃度PCB廃棄物は処分期限が過ぎております。まだ保有している事業者は至急埼玉県へ御相談ください。

- ・変圧器、コンデンサー等 → JESCO東京PCB処理事業所（令和4年3月31日まで）
- ・安定器、汚染物等 → JESCO北海道PCB処理事業所（令和5年3月31日まで）

○ 処分手続きとしてJESCOへの登録が必要です。

登録についての問合せ先 JESCO PCB処理営業部 管理課 03-5765-1935

○ 中小企業や個人の方が高濃度PCB廃棄物を処理する場合、処理費用軽減制度の対象となります。詳細はJESCOにお問合せください。

##### (2) 低濃度PCB廃棄物の処分

PCB濃度 5,000mg/kg 以下の機器及び、いわゆる微量PCB廃棄物（メーカーがPCB混入の可能性を否定できないもの）等が対象となります。

処分は、環境省から無害化処理認定を受けた者又は都道府県知事等の許可を受けた者が行うことになっています。認定事業者等の一覧については、環境省ホームページを御覧ください。

- 環境省ホームページ 「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」  
(<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)